

小樽商科大学札幌サテライト規程

(平成10年3月14日制定)

(設置)

第1条 小樽商科大学(以下「本学」という。)に、小樽商科大学札幌サテライト(以下「サテライト」という。)を置く。

(設置場所)

第2条 サテライトは、札幌市中央区北5条西5丁目sapporo55ビル(以下「sapporo55ビル」という。)内に設置する。

(目的)

第3条 サテライトは、本学の教育研究の進展に資するとともに、本学と地域社会の交流を深め、地域社会への貢献と文化の振興に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第4条 サテライトの管理運営責任者は、学長とする。

(運営委員会)

第5条 サテライトの管理運営に関する事項を審議するため、小樽商科大学札幌サテライト運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(使用者の範囲)

第6条 サテライトを使用できる者は、本学の教職員、学生及び卒業生とする。ただし、自習室を除き、学生のみでの使用は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の者について使用を認めることがある。

(使用手続き)

第7条 サテライトの使用を希望する者は、別紙様式による使用願又は本学ホームページにより、使用予定日の3日前までに、管理運営責任者に申し込まなければならない。

(サテライトの解錠・施錠)

第8条 サテライトの解錠及び施錠は、指紋照合装置により行う。

2 サテライトの解錠・施錠を行う者は、指紋の登録を行うこととする。

(使用時間)

第9条 サテライトの使用時間は、9時から22時までとし、12時から13時までは昼休みのため閉室とする。ただし、サテライトの維持管理上必要があるときは、使用時間を変更することができる。

(休業日)

第10条 サテライトの休業日は、12月28日から1月4日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の日について休業することができる。

(遵守事項)

第11条 サテライトを使用する者は、次の各号を遵守するものとする。

(1)使用目的以外の用途に使用しないこと。(2)第三者に使用させないこと。

(3)使用時間を守り、整理整頓及び施設設備等の保全に努め、火気の取扱いに注意すること。(4)その他、sapporo55ビル館内規則の定めに従うこと。

2 サテライトを使用する者が、故意又は過失により施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

(事務)

第12条 サテライトに関する事務は、学務課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、サテライトの使用に関する必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

小樽商科大学札幌サテライト使用内規

平成17年4月20日
学 長 裁 定

第1 小樽商科大学札幌サテライト規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、サテライトの使用に関し内規を定める。

第2 サテライトは、規程第3条に定める目的以外での使用は認めない。

2 サテライトは、次の各号で規定する場合を除き、施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

(1)小樽商科大学（以下「本学」という。）が行う教育研究 (2)本学が主催又は共催する事業 (3)社団法人緑丘会（以下「緑丘会」という。）が主催又は共催する事業 (4)その他上記に準ずるとして、管理運営責任者が認めた事業

第3 使用料は、別表のとおりとする。

第4 使用者は、使用料を伴う場合においては、規程第7条にかかわらず別紙1の申込書を提出する。

第5 使用者は、別紙2により許可を受けた場合は、使用料を本学所定の期日までに納付すること。2 使用料は、本学が指定する銀行口座に振り込むこと。

3 既納の使用料は返還しない。ただし、使用者側の責によらない事由の場合はこの限りでない。

第6 規程第8条第2項により指紋の登録を行うことができる者は、本学の教職員（本学の請負契約職員を含む）及び緑丘会札幌支部職員2名とする。

第7 職員が不在の時にサテライトを使用する場合は、指紋登録を行った者が責任を持って対応する。

第8 使用料を伴う場合の使用時間は、規程第9条にかかわらず、次のとおりとする。

曜 日	使 用 時 間	備 考
月	13:30～20:00	祝日を除く。
火～金	9:30～20:00	12:00～13:00 は昼休みのため閉室
土	9:30～17:45	

2 管理運営責任者は、使用者の申し出により必要と認めた場合には、前項に規定する使用時間を変更することができる。

第9 サテライト講義室への食べ物の持ち込みは禁止する。ただし、管理運営責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第10 サテライトでの喫煙は、禁止する。

附 則

この内規は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年6月19日から施行する。

附 則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

札幌サテライト施設使用料

室 名	面積(m2)	1時間あたり使用料金
大 講 義 室	113	5,400円
中 講 義 室	84	3,700円
小 講 義 室	61	2,400円
会 議 室	24	1,100円
ミーティング室	12	600円

注) 土曜・日曜・祝日に使用する場合は、合計金額に1時間あたり1,500円を加算する。

別紙1 (略)

別紙2 (略)